

茨城県北ロングトレイルロゴデザインを使いたいときは？

商品に使用したい場合(管理規程第3条)

- ① 県内事業者が生産している商品
- ② 茨城県北ロングトレイルのPR利用促進に効果的と認められる商品(アウトドア用品等)

【提出書類】

- ・使用許可申請書(様式第1号)
- ・マークを使用する箇所がわかるもの(商品外観の写真等)

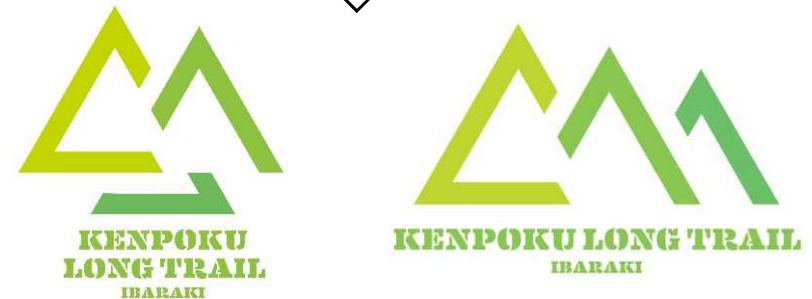
茨城県県北振興局から、
使用許可通知(様式第2号)が送付される。

商品以外に使用したい場合(管理規程第7条)

- ① 茨城県北ロングトレイルの運営、利用促進に関する役務
- ② 報道・広報目的で新聞等に掲載
- ③ 商品の宣伝目的で広告・チラシ等に掲載

【提出書類】

- ・使用届出書(様式第7号)
- ・完成品を1部提出すること。
※原本が難しい場合は、コピーやデータでの提出も可。



マークの使用！

使用期限が近づいたら

(商品に使用した場合のみ)

使用を終了する

使用期間を更新して、引き続き使用したい

【提出書類】

- ・使用実績報告書(様式第3号)
- ・商品の写真(陳列状況)、チラシ、パンフレットなど、ロゴデザインの使用状況がわかるもの

【提出書類】

- ・使用許可更新申請書(様式第4号)
- ・商品の写真、チラシ、パンフレットなど、ロゴデザインの使用状況がわかるもの
- ・商品デザインが前回と異なる場合は、その変更点がわかるもの(パンフレット、チラシ、商品写真等)

※商品以外に使用した場合(管理規程第7条)、実績報告は不要です。

使用期間満了日の30日前までに提出する。

※使用期間満了日については、使用許可通知(様式第2号)に記載されています。

【参考】使用期間(使用許可の日の属する年度から2年後の年度末)

